

## 議会運営委員会会議次第

日 時 平成29年9月19日（火）  
決算審査特別委員会散会後  
場 所 第1委員会室

### 1. 議 題

- ①「社会福祉法人大磯恒道会の運営がより適切になされるよう  
神奈川県の積極的な指導を求める意見書」について

議員提出議案第2号

社会福祉法人大磯恒道会の運営がより適切になされるよう  
神奈川県の積極的な指導を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会議規則第13条第2項の規定に基づき提出する。

平成29年9月22日

二宮町議会議長 二見泰弘 殿

提出者	二宮町議会議員	小笠原陶子
賛成者	同	前田憲一郎
同	同	木辺佳訓代
同	同	渡根きよ子
同	同	岸石洋子
同	同	田添孝司

社会福祉法人大磯恒道会の運営がより適切になされるよう  
神奈川県の積極的な指導を求める意見書

社会福祉法人「大磯恒道会」は、昭和49年に大磯町に特別養護老人ホーム「恒道園」を開設し、以来40年以上にわたり近隣市町の高齢者介護を担ってきており、当町内にももとまちの家、かわわの家などを開設・運営し、高齢者を介護する町民が頼りにする法人である。

ところが、この4年間ほど、介護現場では熟練リーダーを含む職員の退職などにより、職員配置が不十分である状況が続いている。このような法人運営に対し、昨年は県から介護保険法による改善勧告と指導が行われたと承知している。

そして、今年初めからは法人経営が悪化し、出入業者や職員給与の支払いが滞るなど深刻な状況となったため、県は社会福祉法に基づく監査を隨時行つたうえ、事態の改善のために累次の勧告も行った。この度、経営陣が退任することとなったことは一定の評価に値するものと考える。

しかし、新しく法人経営を任せされることになる者が、社会福祉に造詣が深く、地域社会の状況と恒道会の運営理念を理解し、さらに優れた経営手腕を有する人物でなければ、今までの関係者の努力も水泡に帰すのであり、今後県にはこれらの点を考慮した注意深い対応が求められる。

よって、二宮町議会は、所轄庁である神奈川県に対し、利用者やその家族が社会福祉法人「大磯恒道会」を安心して利用できるように、同法人の運営がより適切になされるよう更に積極的な指導を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日

提出先 神奈川県知事 黒岩祐治

二宮町議会議長 二見泰弘